

令和3年9月1日（水曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和3年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

出席議員（13名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
8番	今野	章	君	9番	太齋	雅一	君
10番	後藤	良郎	君	11番	菅野	良雄	君
12番	高橋	幸彦	君	13番	色川	晴夫	君
14番	阿部	幸夫	君				

---

欠席議員（1名）

7番	澁谷	秀夫	君
----	----	----	---

---

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	安土	哲	君
健康長寿課長	齊藤	恵美子	君
産業観光課長	太田	雄	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
総務課総務管理班長	相澤	光治	君
教育長	内海	俊行	君
教育次長	赤間	隆之	君

教 育 課 長	千 葉 忠 弘 君
選挙管理委員会事務局長	中 條 宣 之 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	櫻 井 和 也	主 査	清 水 啓 貴
次 長	熊 谷 直 美		

---

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 9 月 1 日 (水曜日) 午前 1 0 時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 9 月 1 日から 9 月 1 6 日まで 1 6 日間
- 〃 第 3 諸般の報告
- 〃 第 4 常任委員会の所管事務調査報告について
- 〃 第 5 東日本大震災復興対策特別委員会の調査報告について
- 〃 第 6 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告について
- 〃 第 7 陳情第 3 号 女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書について (継続審査)
- 〃 第 8 議員提案第 2 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について (提案説明)
- 〃 第 9 議案第 4 3 号 松島町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について (提案説明)
- 〃 第 1 0 議案第 4 4 号 松島町中小企業・小規模企業者振興基本条例の制定について (提案説明)
- 〃 第 1 1 議案第 4 5 号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について (提案説明)
- 〃 第 1 2 議案第 4 6 号 松島町町税条例の一部改正について (提案説明)
- 〃 第 1 3 議案第 4 7 号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について (提案説明)
- 〃 第 1 4 議案第 4 8 号 松島町手数料条例の一部改正について (提案説明)

- 〓 第15 議案第 49号 令和3年度松島町一般会計補正予算（第4号）（提案説明）
- 〓 第16 議案第 50号 令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
（提案説明）
- 〓 第17 議案第 51号 令和3年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（提案説明）
- 〓 第18 議案第 52号 令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案  
説明）
- 〓 第19 議案第 53号 令和3年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1  
号）（提案説明）
- 〓 第20 議案第 54号 令和3年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）（提案  
説明）
- 〓 第21 議案第 55号 令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（提  
案説明）
- 〓 第22 議案第 56号 令和2年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説  
明）
- 〓 第23 議案第 57号 令和2年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて（提案説明）
- 〓 第24 議案第 58号 令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて（提案説明）
- 〓 第25 議案第 59号 令和2年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
（提案説明）
- 〓 第26 議案第 60号 令和2年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定  
について（提案説明）
- 〓 第27 議案第 61号 令和2年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について  
（提案説明）
- 〓 第28 議案第 62号 令和2年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定  
について（提案説明）
- 〓 第29 議案第 63号 令和2年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
て（提案説明）
- 〓 第30 議案第 64号 令和2年度松島町水道事業会計決算認定について（提案説明）

- 〃 第31 報告第 5号 令和2年度松島町健全化判断比率について
  - 〃 第32 報告第 6号 令和2年度松島町資金不足率について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回松島町議会定例会を開会いたします。

傍聴の申出がありましたので、お知らせいたします。―――さん外3名でございます。

ご報告いたします。会議規則第2条の規定により、7番澁谷秀夫議員から、本定例会の全日程を欠席する旨の届出がありましたのでお知らせいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、8番今野 章議員、9番太齋雅一議員を指名いたします。

---

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月1日から9月16日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月16日までの16日間と決定いたしました。

---

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（阿部幸夫君） 諸報告に入る前にお知らせいたします。

議場内は新型コロナウイルス等の感染予防対策を実施しております。ご協力をお願いいたします。

また、発言される方につきましては、マスク等を着用したままでのご発言をいただきますようお願い申し上げます。

また、議場内は省エネ対策に取り組んでおります。暑い方は上着を脱いでもらっても結構で

ございます。

それでは、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より行政報告の申出がありますので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） おはようございます。

本日、第3回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関しまして、県内でも感染者数が急増し、8月20日からまん延防止等重点措置が適用され、さらには8月27日からは国の緊急事態措置区域に追加され、休業要請を含む厳しい制限が課されることとなりました。県内全域で人流を抑制し、感染爆発を防ぐためにも、町民の皆様、事業者の皆様には大きな負担を強いることとなりますが、ぜひともご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、本日提案いたします議案は、条例の制定が2件、一部改正が4件、令和3年度補正予算が7件、令和2年度決算認定が9件、報告事項が2件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和3年6月10日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月10日に第2回松島町議会定例会を招集し、14日までの会期において、令和3年度一般会計補正予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

6月20日には、新型コロナウイルス感染症の影響により1年延期となっておりました東京2020オリンピック聖火のリレーを受け取り、当町では10区間のリレーで復興と平和の灯をつなぎました。

6月21日には、北上川下流河川事務所主催の重要水防箇所合同巡視が北小泉、下竹谷地区の吉田川沿いで実施され、要注意区間を現地確認し、河川の改修状況について情報の共有化を図ることができました。

7月4日には、長年完成が待たれておりました町道根廻・磯崎線の全線開通に伴い、開通式を実施いたしました。幹線道路として生活利便性の向上、物流体制強化のほか、災害時の避難道路、緊急支援物資輸送道路としての役割を担う重要な路線として期待されております。

7月30日には、塩釜地区りふ斎苑の落成式が行われ、8月1日から供用を開始いたしました。

8月18日には、新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議が開催され、まん延防止等重点措置適用に伴う県の対応について説明がありました。

8月19日には、今年で5回目となる松島こども英語ガイドの修了式が開催されました。小学生から中学生までの松島の子供たち12人が夏休み期間中に、ALTの指導の下、世界に向けて松島の魅力を発信するため、英語による観光案内動画を作成しました。コロナ禍により観光客が激減している状況ではありますが、今後世界の方々が松島を訪れていただけるきっかけとなる重要なルートになると期待しているところであります。

8月25日には、新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議が開催され、国の緊急事態措置区域に追加されることに伴う県の対応について説明がありました。

最後に、7月15日に開催された全国町村会都道府県町村会長会議におきまして、役員改選があり、全国町村会の副会長に選出され、7月31日付で就任いたしました。任期につきましては令和5年7月30日までの2年間です。この場をお借りしてご報告させていただきます。

次に、要望等でございますが、7月6日には、新型コロナウイルスワクチン供給に関する緊急要望、8月3日及び8月18日には令和2年度政府予算編成並びに施策に関する要望、東日本大震災に関する要望について、要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告はお手元に配付しております。概要だけ申し上げます。

出納検査・監査については、記載の日程で例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二方、大変ご苦労さまでございました。

請願・陳情・意見書等については、それぞれの記載内容のとおり受理または処理を行いました。

行政視察については、令和3年6月24日に利府町議会の教育民生常任委員会が来町されました。対応してくださった担当課につきましては、感謝を申し上げます。

会議等については、令和3年6月10日の令和3年第2回松島町議会定例会を含めた総件数29件の各種会議、委員会、行事等がございました。詳細は記載のとおりになっております。

議会だよりの発行は、8月1日に「まつしま議会だより」第147号が発行されております。

広報分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

委員会の調査については、各常任委員会及び特別委員会がそれぞれ開催されました。議員派遣については、記載の研究、視察に参加しております。

議長の諸報告は以上となります。

次に、一部事務組合議会、組合議員からの報告書の提出がありましたので、令和3年6月定例会以降に開催されました組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理事務組合議会、吉田川流域溜池大和町外三市三ヶ町村組合議会の3組合議会になります。

各組合議会の詳細は、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

---

#### 日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

提出があった教育民生常任委員会から報告を求めます。杉原 崇委員長。

○教育民生常任委員会委員長（杉原 崇君） おはようございます。

教育民生常任委員会所管事務調査について報告いたします。

調査事件は、保育教育環境におけるICT活用についてであります。

#### 2. 調査期日・場所。

令和2年2月3日月曜日、301会議室のほか、記載のとおりでございます。

#### 3. 出席委員。

常任委員会委員7名であります。

#### 4. 調査の概要。

新学習指導要領が、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面实施されるが、言語能力とともに「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けた。

この情報活用能力の育成を図るため「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことを明記し、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実に配慮するように求めているが、各自治体により差があった。そこで国は、GIGAスクール構想を立ち上げ、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することとした。

本町でもG I G Aスクール構想にのっとり、タブレット端末やネットワーク環境を配備したが、子どもたち一人一人がI C Tを利活用できる環境づくりが必要である。

また、I C T活用として保育業務支援システムを導入する自治体が増え、負担軽減を図ることと保育士の確保を目指しており、本町でも参考になるであろう。

そこで当委員会では本町のI C T環境整備とI C Tを活用した学習活動の状況、参考とすべく先行する県内外の学校、そして保育業務支援システムを視察研修し、調査を実施した。

#### 5. 調査の内容。

研修会、N T Tドコモ。令和2年2月21日、令和2年7月15日。

G I G Aスクールセミナーを開催。教育の情報化、S o c i e t y 5.0、プログラミング教育を前提としたG I G Aスクール構想について研修を行った。

現地視察。松島町立松島第一小学校。令和3年6月16日。

3年生の授業では、海の生物を自由に泳がせるプログラミングを行い、それを電子黒板に映し出し、発表し合うなど自己表現の場になり、児童が主体的に取り組んでいる姿勢が見られた。

6年生の授業では、植物の体の働きについて、児童の考えをi P a dに書き込ませたものを電子黒板に映し、全員で共有し、対話的な学習に取り組んでいた。また、動画を視聴することで理解しやすくなるなどI C Tを効果的に活用していた。

先進地視察。福島県新地町。令和3年7月7日。

福島県新地町では、少子化の影響から児童生徒数が減少傾向にあり、さらには大学進学を機に町を離れてしまう傾向にあるため、子育て世帯が定住する町を目指し、また人材の育成や指導の充実、そして教員の負担軽減と、子供と触れ合える時間の確保を目指し、I C Tを効果的に活用した教育を実施している。

②福島県福島市。令和3年7月8日。

福島市では、保育環境でI C Tを活用することにより、保育士・幼稚園教諭の負担を軽減することで、保育の質をより高められ、また保護者の利便性向上を図りながら、コロナ禍における「新しい生活様式」に対応することを目指し、保育業務支援システム「コドモン」を導入した。

③富谷市。令和3年7月14日。

富谷市では、「G I G Aスクール構想」にいち早く対応し、高速大容量ネットワークの整備と児童生徒1人1台端末配備を県内で最も早く完了した。また、「富谷市学校教育情報化推

進計画」を策定し、未来を担う富谷市の児童・生徒一人一人に、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」を身に付けられるよう、その前提となるICT環境の整備と、その効果的な利用を進めており、「誰一人取り残さない」教育を目指している。

まとめであります。

当委員会は、先進自治体の取組状況を調査・研修することで、本町でも有効になる取組などを研修することができた。

GIGAスクール構想により導入したICT機器を活用し、共に学び合う授業を通して、自らの考えを相手に伝える活動を実践することにより、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業力向上が図られていることから、本町においても積極的にICT教育を推進し、魅力ある教育、効果的な活用、効率的な授業を目指し、学力向上に向けて励んでもらいたい。

また、保育業務支援システムを導入することで、保育士の負担軽減が図れると同時に、子供たちと向き合う時間が増えることによる保育の質向上にもつながることが分かった。そこで町当局に対し次の項目について、提案するものであります。

#### ①ICT支援員の常駐について。

ICT支援員は機材トラブルがあってもすぐに対応でき、教員の負担軽減につながることで、授業に集中できる環境となっている。また、教員の望む授業を実践するための支援を行い、教員の目が行き届かない場面でも、積極的に授業に参加しているため、しっかりとした授業運営が図られている。教員の授業力向上や効果的な授業実践のためにも、ICT支援員の常駐を望む。

#### ②ビデオ会議アプリの活用について。

新型コロナウイルス感染症による臨時休校の際、児童・生徒とのコミュニケーションを図るため、ビデオ会議アプリを活用し効果があった。

また、学校の様子を配信することにより、不登校解消にもつながっており、不登校対策としても導入効果があると考えます。

町外や海外との交流学習や再度の休校に備え、本町においても、ビデオ会議アプリの導入・積極的な活用を望む。

#### ③物理キーボードの導入について。

本町で導入したiPadは、操作が直感的で簡単であるばかりでなく、拡張性においてもすぐれている。物理キーボードや電子ペンを導入することで、より深い学びを行うことが可能となる。特に物理キーボードを導入しローマ字入力の指導を行うことは、社会生活を行う上

でのPCスキルの向上につながる事なので、その導入を望む。

④机上スペースの拡張と補償費用の予算化について。

教科書の大型化やタブレットの導入に伴い机上のスペースの確保が難しくなっている。タブレットの落下防止の観点からも、サイドテーブル等を使うことで机上のスペースを広げる工夫を考えていただきたい。

また、万が一、破損してしまった場合を考えて、補償費用を予算化しておくことを望む。

⑤保育業務支援システムの導入について。

本町では保育士不足が喫緊の課題となっている。また令和5年4月に認定こども園が開園予定であるが、運営主体である社会福祉協議会とも情報共有しながら、高城保育所等も含め、保育士確保に向けて、保育士の負担軽減を図ることによる働く場としての魅力向上、そして保育の質向上のため、保育業務支援システムを導入すべきである。

以上で報告を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対する質疑があれば、受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

---

#### 日程第5 東日本大震災復興対策特別委員会の調査報告について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、東日本大震災復興対策特別委員会の調査報告についてを議題といたします。

本特別委員会は、東日本大震災における震災に係る被災状況の調査及び復興に関する事項の調査のため、平成23年4月26日に設置され、本定例会までに調査検討を重ねてまいりました。

本特別委員会委員長より調査結果についての報告を求めます。色川晴夫委員長。

○東日本大震災復興対策特別委員会委員長（色川晴夫君） 報告する前に、阿部議長からお許しをいただいておりますので、一言御礼を申し上げたいと思います。

2011年3月11日の東日本大震災発生後、町長、職員、関係者におかれましては、大混乱の中、直ちに情報収集、救助、救援活動、そして昼夜問わず懸命に取り組んでいただきました。また、町が復旧復興計画を示し、全職員が一丸となり職責に当たり、復興創生10年にわたる事業が無事故で完了したことは、担当職員と関係者の努力に対して敬意を表するものでありま

す。

それでは、東日本大震災復興対策特別委員会調査報告を申し上げます。

1. 調査事件。

震災に係る被災状況の調査及び復興に関する事項。

2. 経過事項。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から今年3月で10年が経過した。この大震災で津波などの被害を受けた本町の復旧・復興に向け、松島町議会は、地方自治法第109条第1項及び松島町議会委員会条例第4条に基づき同年4月26日に東日本大震災復興対策特別委員会を設置し、「震災に係る被災状況の調査及び復興に関する事項」を調査事項として取り組んできた。

東日本大震災復興創生10年の期間、平成29年8月に本特別委員会調査の中間報告書を提出した。

今回、本特別委員会の調査が終了したので、松島町議会会議規則第76条の規定により報告を行います。

3. 調査期日・場所。

平成30年8月31日金曜、議会議場。

以下、記載のとおりでございます。4回開催されました。

4. 出席委員。

議長を除く議員13名で構成いたしました。記載のとおりでございます。

5. 出席を求めた者。

櫻井公一町長、以下記載のとおりでございます。

次ページを。

6. 調査検討の経過。

平成30年8月31日から令和3年8月10日まで、本特別委員会を5回開催し、震災に係る被災状況及び復興に関する事項について、調査及び協議を実施いたしました。

平成30年8月31日金曜日、以下記載のとおりでございますので、お目通しいただければと思います。

7. 調査検討結果を申し述べます。

平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、同年4月26日に東日本大震災復興対策特別委員会を設置した。以後、現地調査含め34回の委員会を開催いたしました。

(1) 東日本大震災復興交付金事業について。

東日本大震災において、16人の町民が亡くなり、家屋などの被害は全壊221戸を含め、3,371戸が被災した。また、全町45か所に避難所を設け、3,719人が避難するという未曾有の大災害をもたらした。

にかほ市をはじめとする県外自治体、県外自治体は3ページ下段のほうに言及しておりますので、お目通しください。県外自治体からの支援や町内の方々による炊き出しなどにより、大変困難な状況を乗り越えることができた。国は、現況の調査・検証を踏まえ、一日も早い復旧・復興のため、総事業費約32兆円を費やし10年が経過した。

松島町では、被災者救援・支援を行いながら、ライフライン、道路、公的施設などの復旧対策を進め、災害に強いまちづくりのため、復興計画を立案し、議会の承認を得ながら、町49件、県7件の56件の事業で全体事業費303億3,200万円の復興事業に取り組み、事業は完了した。この10年の取組に対し、町、職員、関係者に改めて感謝を申し上げます。

(2) 避難施設関連事業。

避難施設等については、7か所を新設したが、昨今、想定外の風水害に見舞われる状況を踏まえ、河川などの氾濫時に対応する避難所や古い避難所の改修、新設が必要と思われる。同時に、避難施設の維持管理経費もかさむことから、利用度を上げる方策を検討する必要がある。

(3) 避難道路整備事業について。

避難道路等については、一部地権者の同意が得られず、変更になった箇所もあるが全て完了している。今後、道路維持も必要となるが、特に交通量の多い場所は定期的な補修が必要である。

(4) 内水対策関連事業について。

大災害に伴う地盤沈下などにより、甚大な被害を受けた松島地区など沿岸部を対象とした内水対策として、排水機能低下や浸水による日常生活の支障の改善や解消に向けた9か所の工事を行った。

しかし、気候変動による台風、大雨が町の想定を越える雨量に備えることが格段に高まっていることから、抜本的な対策を講じる必要がある。

(5) 松島町地域防災計画。

松島町地域防災計画は、平成27年3月に改訂されたが、近年の台風や大雨などの災害、2019年10月の台風第19号による被害、2020年度の新型コロナウイルス感染症などにより地域防災

計画の見直しが遅くなったが、昨年末に承認された。

近年の自然災害やウイルス感染などは、想定を越えるもので、自らの命は自らを基本としながらも、地域や町、県などがこれをサポートする体制が一層大切になっている。そこで、地域防災計画をその時々に適するよう随時見直すことが望ましく、原子力災害対策も含めた当該計画に係る個別計画について、策定・見直しの際には議会にその内容を示すことを望む。

以上で報告を終わりますが、4ページにつきましては、令和2年12月25日、提言書にてまとめたものをここに記載しているものでございます。

以上で、東日本大震災復興対策特別委員会の調査報告を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫委員長の報告を終わります。

以上で、東日本大震災復興対策特別委員会の調査報告を終わります。

---

---

#### 日程第6 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会から、会議規則第46条第2項により、中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、本特別委員会から中間報告受けることに決定いたしました。

色川晴夫委員長の発言を許します。色川晴夫委員長。

○新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長（色川晴夫君） それでは、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会調査中間報告を行います。

##### 1. 調査事件。

町内事業者等の新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査。

新型ウイルス感染症の経済対策に関する事項。

##### 2. 目的及び経過。

中国から広がった新型コロナウイルス感染症は、世界中に拡大した。国内では、2020年度1月中旬に初めて感染者が確認されて以来、感染者が急増した。

政府は、令和2年4月7日、新型インフルエンザ等特別措置法に新型コロナウイルスを位置付け、緊急事態宣言を発令し、学校休業、外出自粛、営業停止などを要請した。同年5月26日に全面解除されるまでの間、社会活動、経済活動に多大な影響が及ぶことになった。

このような状況の中、松島町の主要産業である観光業は壊滅的な打撃を受け、さらに町内の商店街や事業所にも及び、事業の存続の危機に追い込まれた。

そこで、松島町議会において、地方自治法第109条第1項及び松島町議会委員会条例第4条に基づき、令和2年5月25日に開催された第2回松島町議会臨時会において、議員提案第2号として、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置し、新型コロナウイルス感染症対策について調査検討を行ってきた。

今回、これまで調査検討を行い、本特別委員会として調査が終了した下記の事項について松島町議会会議規則第46条第2項の規定により中間報告を行います。

### 3. 調査期日・場所。

令和2年5月25日月曜、議会議場。

以下、記載のとおり8回開催いたしました。

### 4. 出席委員。

議長を除く13名でございます。記載のとおりでございます。

次ページをお開きください。

### 5. 出席を求めた者。

松島観光協会、利府松島商工会、町執行部でございます。お目通しください。

### 6. 調査概要及び経過。

新型コロナウイルス感染症特別委員会は、令和2年5月25日から令和3年8月10日まで、本特別委員会は、現地調査を含め9回開催し、新型コロナウイルス感染症に係る調査及び協議検討を実施した。

令和2年5月25日月曜日から、このように調査を行ってまいりました。その中で、提言も含まれておるわけでございます。

それでは、3ページ。

### 7. 調査検討の結果。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、町民や町内事業者などに多大な影響を及ぼした。この中で、2団体から聞き取り調査を行い、事業所の実情がいかに厳しい状況であるかを実感した。そこで、本委員会として要望を踏まえ産業界への支援策を6項目に集約し、町長に

提言書を提出しました。結果、一部の提言を除き、具現化されたことは評価できる。

コロナ禍にあって、災害の避難に関して、町から説明があった。早期の避難指示の発令とともに、避難者に、新型コロナウイルスに感染した方に対する対策において、差別と混乱が生じない対応が求められます。

感染防止対策で、コロナワクチン接種が進んでおり、本町においては4月12日から高齢者の接種が始まり、順調に進んでいます。特に、本町における取組は、混乱なく、スムーズに接種できていることで町民の皆様をはじめ町内外からも高い評価があります。今後ともワクチン接種を希望する方々が一日も早く終了することを期待する。

米印でございまして、8月10日現在接種率は、65歳以上の第1回接種は……

○議長（阿部幸夫君） 委員長、暫時休憩します。確認をしてください。

○13番（色川晴夫君） 大変申し訳ございません。

○議長（阿部幸夫君） 暫時休憩。

午前10時36分 休憩

---

午前10時38分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

続けてください。

○13番（色川晴夫君） それでは、8月10日現在のワクチン接種率は65歳以上の方の1回の接種が1%です。2回接種を行った方が92.8%であります。ですから、ほとんどです。また、全体として1回接種した方が3.1%、2回接種した方が53.3%であるということでもあります。

最後、新型コロナウイルス感染症により、我が国はかつて経験のない未曾有の対応を迫られ、取り組んでいる。そこで国は、国民生活と感染防止策を図り、経済活動を支えるため新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を地方自治体に交付している。松島町では令和2年度実施事業全48事業で、全体事業費3億9,093万円、うち町の一般財源として2,710万円。令和3年度実施事業全20事業でありまして、全体事業費2億94万円、うち一般財源として7,050万円。この2か年度で68事業、全体事業費は5億9,190万円で、町の一般財源から9,760万円が支出されました。財政が厳しい状況の中ではありますが、今後とも感染症との戦いは続くものと思われまます。感染症が収束するまで、町・議会・職員が一丸となり、この難局を乗り越えなければならない。このように思います。

以上、本特別委員会として調査が終了した事項の中間報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫委員長の報告を終わります。

以上で、新型コロナウイルス感染症対特別委員会の中間報告を終わります。

---

---

日程第7 陳情第3号 女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書について（継続審査）

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、陳情第3号女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書について（継続審査）を議題といたします。

本件につきましては、令和2年第4回松島町議会定例会で陳情が提出され、総務経済常任委員会に付託をし、継続審査となっておりますので、委員長より審査の報告を求めます。緑山市朗委員長、お願いします。

○総務経済常任委員会委員長（緑山市朗君） 総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

1. 付託事件。

陳情第3号女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書について。

2. 調査期日、場所。

（1）会議。令和2年12月7日月曜日から都合8回開催をいたしました。

（2）参考人招致。令和3年7月19日月曜日、東北電力株式会社原子力部小笠原和徳部長ほか3名の方においでいただきまして、原発の安全対策についての話を伺いました。

（3）視察。令和3年7月30日金曜日、帰還困難区域であります福島県双葉町に行ってみました。東日本大震災原子力災害伝承館、新しくできましたこの施設、それから町内主要被災地域を須要いたしまして、半分瓦が崩れて無住になっている住宅がまだまだたくさん放置されている光景を見てまいりました。

3. 出席委員。

記載のとおりであります。

4. 審査・調査の結果。

不採択とすべきものであります。

5. 審査・調査の計画と概要。

本陳情は、令和2年12月1日付で、岩手県二戸郡一戸町の浅利志津子氏ほか16名からの女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書が提出され、令和2年松島町議会第4回定例会本会議においてその審査が当総務経済常任委員会に付託され、審査を行って

きたものであります。

陳情の趣旨は、原子力発電の安全性に対して大いに疑義を抱いていること、よって自然エネルギーによる電力供給を望むものであること。したがって、女川原発再稼働を受け入れるという宮城県決議に対し、反対の意思表示を求めるというものであります。

本陳情の内容はエネルギー政策にも関わる問題であり、当委員会としてはその取扱いに非常に苦慮を重ねたところであります。

まず、女川原発第2号機再稼働に関する定義は以下のとおりであります。

平成25年12月27日、東北電力が原子力規制委員会に新規制基準への適合性審査を申請。

令和2年2月26日、原子力規制委員会が東北電力に対し、新規制基準による原子炉設置、変更を許可。

令和2年9月7日、女川町議会が再稼働容認を表明。

令和2年9月24日、石巻市議会が再稼働容認を表明。

令和2年10月22日、宮城県議会が再稼働容認を表明。

令和2年11月9日、宮城県市町村長会議を開催。

令和2年11月18日、宮城県、女川町、石巻市から東北電力に対し、安全協定に基づく事前協議の了解を回答。宮城県知事が経済産業大臣の理解確保要請に対して了承の旨を回答。

当委員会としては、審査の過程において、本議案についての認識を深めるために、令和2年9月から10月の女川町、石巻市、宮城県の各議会における当該事案についての議論がなされた会議録を精読し、賛否両論についての理解を深めた。

また、東北電力より招致した参考人からの原発の安全対策の徹底化の努力についても認識を深めることができた。さらに、帰還困難区域の一つである福島県双葉町を視察し、原発事故の恐ろしさと悲惨さを改めて痛感したところである。

本陳情の採択の可否については、原発の安全性に疑義があるとして採択を可とする少数意見もあったが、女川町、石巻市、宮城県の再稼働承認の決定及び宮城県知事了承の意思を尊重し、また一地方議会が反対表明する限りのものではないとの採択を否とする多数意見をもって不採択とすべきものと決したものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。委員長報告は不採択すべきものであります。

初めに、本件に賛成の方の発言を許します。討論参加ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

ただいま委員長からの報告にもございましたけれども、賛成の立場で陳情第3号女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情について討論をしていきたいというふうに思います。

女川原発の再稼働を認める宮城県や宮城県議会の姿勢に対して、本町議会として女川原発の再稼働は認められないという意思表示を行ってほしいと、このようにこの陳情は解すべきだというふうに私は考えております。

宮城県議会では、令和2年9月定例議会の10月22日の本会議において、環境福祉委員会に付託をされておりました請願2本について報告、採決が行われ、再稼働を容認する東北電力株式会社女川原子力発電所2号機の再稼働に係る早期理解表明に関する請願が採択をされ、原発ゼロの希望ある未来のため、女川原発の再稼働をしないよう求める請願については不採択といたしました。また、宮城県においては、令和2年11月18日、女川原発の新規制基準に関わる原子炉設置変更許可申請に係る事前了解が行われ、東北電力は女川原発の令和4年度中の工事完了、再稼働を目指しているところであります。

私たちは、10年前の東京電力福島第一原発発電所の事故を経験し、多くのことを学んでまいりました。原発は絶対に安全という安全神話が崩れ去り、原発は決して安全なものではないということを学んだはずであります。原発で重大事故が発生すれば、放射性物質が広範囲に拡散をされ、数十年、数百年、さらには数万年以上にわたってその影響が残留し続けることを、実体験として学んだのであります。そして、福島では、いまだにふるさとに戻れない人々が数多く存在しております。農水産物をはじめとして、風評被害が拡大し、今なお15か国で福島産食品の輸入禁止措置が取られております。

原発で過酷事故が発生すれば、それを制御し処理することは極めて困難であり、原子力発電が制御可能な確立された技術ではないということを、私たちは学んだはずであります。

事故から10年以上たっても溶け落ちた核燃料の取り出し方法すら決まらず、廃炉の日程は先送りをされています。また、毎日発生する核燃料冷却後の汚染水や、流入した地下水の汚染処理については、今年4月に海に放流する方針が政府から示されましたが、環境汚染、風評被害の拡大は、福島だけの問題ではなく、本町を含むこの地域の衰退、産業の衰退に直結す

る重大な問題になっております。

我が国は四方を海に囲まれ、火山列島であるとともに、地震大国でもあります。活断層が国中の至るところに存在しているのです。まだ見つかっていない活断層もあると言われております。その土地の上で原発を再稼働させ、建設をさせていいのだろうか。

女川原発の地震の揺れに対応する加速度は、新規制基準に従い、それまでの567.5ガルから1,000ガルに引き上げられておりますが、東日本大震災で記録された最大の地震加速度は築館で2,933ガルであります。東日本大震災でこのように大きな加速度が記録をされております。この築館だけではありません。こうした加速度だけでまた評価をできるものではありませんけれども、例えば中越地震では1,722ガル、岩手宮城内陸地震では4,022ガル、また最近では熊本地震、2016年4月14日、ここでは1,580ガルといったような地震加速度が計測をされております。新規制基準を超える地震がどこで起きてもおかしくない状況であります。新規制基準に適合しても、安全を保障するものではありませんし、原子力災害が発生したときの避難計画は実行性に乏しい、そういうものであります。

喉元を過ぎれば熱さを忘れる、そういった言葉がありますが、震災から10年余りの時が過ぎて、今では原発の安全性の議論は脇に置き、原発の運転年限について、原則40年とされていたものを60年にすべきとか、80年という声が出ている状況であります。老朽化した原発でさらに金儲けをしようという発想にはあきれられるばかりではないでしょうか。

原発はトイレなきマンションと例えられますが、増え続ける使用済み燃料や高レベル放射性廃棄物の処理はどうするのでしょうか。万年単位で修理や管理ができるのでしょうか。何の保証もありません。

昨年、2020年4月に、河北新報では、東京電力福島第一原発事故から10年目を迎え、宮城県内の有権者を対象に、原発に関する世論調査を実施しています。それによりますと、再稼働の前提となる国の審査に合格した東北電力女川原発2号機について、再稼働に反対、どちらかといえば反対を合わせた反対意見は計61.5%となったと。賛成、どちらかといえば賛成の賛成意見は計36%だったと報じています。2017年8月の同紙の調査では反対が68.6%、賛成が28.7%となっており、10年を経過してもなお、反対が僅かに減少したものの、原発の安全性に疑問を抱くなど、県民の多くが今でも再稼働に反対であることが伺える内容であります。また、2013年9月から2015年8月までの約2年間、日本では稼働原発ゼロを経験し、原発なしでも電力を賄い、社会生活や経済活動を行えることが明らかになっております。

危険な原発を再稼働させるのではなく、地球環境を考え、脱酸素、脱炭素、再生可能エネル

ギーへの転換を図りながら原発ゼロを目指すことが、多くの県民や国民の声となっていることは明らかであり、こうした民意を酌み取り、未来の子供たちに緑豊かな青い地球を残す努力をすることこそが議会の役割である、議員一人一人に与えられた使命でもあると考えるものであります。

最初に申し上げたとおり本陳情は、本町議会として、女川原発の再稼働は認められないという意思表示を行ってほしいと理解するところである。陳情採択に議員各位の賛同をいただきますようお願いを申し上げ、陳情に賛成の討論とさせていただきます。

終わります。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。討論参加はございますか。ありませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それでは、反対の立場でということになりますか。討論したいと思いません。

この陳情の趣旨は、原子力発電の安全性に対して大いに疑義を抱いていること、よって自然エネルギーによる電力供給を望むものであること。したがって、女川原発再稼働を受け入れるという宮城県の決議に対し反対の意思を表明するというものであります。

決議はそれぞれのその議会の与えられた権限の範囲内で決議したものであります。法的には何の効力もないということでありました。その決議に対して、当議会が反対の意思を表明したとしても何の効力もないという判断をいたしまして、陳情を不採択とすることに決したものであります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。

委員長の報告は、不採択すべきものであります。本件を不採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立少数です。したがって、陳情第3号女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書については、不採択することに決定をいたしました。

日程第8 議員提案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議員提案第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。後藤良郎委員長。

○10番（後藤良郎君） 10番後藤でございます。

議員提案第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠であります。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望をするものであります。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされておりますが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、町の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上であります。よろしくご審議の上、議員各位のご賛同をよろしくお願ひします。

○議長（阿部幸夫君） 提出者からの説明が終わりました。

ここで、換気並びに消毒のため休憩に入りたいと思います。再開を11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

---

---

日程第9 議案第43号 松島町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第43号松島町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第43号松島町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、地域再生法第5条第1項に基づき申請した地域再生計画が令和3年7月9日付で認定を受けたことに伴い、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、松島町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業の資金に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、松島町まち・ひと・しごと創生推進基金を設置する上で必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、松島町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手数でございますが、条例に関する説明資料をお開き願ひします。

まず初めに、条例の概要についてご説明いたします。

松島町長期総合計画における基本構想におきまして、計画の大綱に定めております定住、子育て、交流の重点戦略に基づく各種施策の実施に際しまして、法人から寄附された寄附金を財源の一つとすることを目的としまして、地域再生法第5条第1項に基づき申請しました地

域再生計画につきまして、令和3年7月9日付で内閣府より認定を受けました。

地域再生計画とは、人口急減、高齢化社会という、国が直面する課題に対しまして、各地域がそれぞれの特色を生かした魅力ある地方を創生するため、各地方公共団体が作成する計画となっております。

今回本町におきましては、松島町まち・ひと・しごと創生推進計画を作成し、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税制度を適用し、基本構想に掲げる重点戦略に係る各種施策に対し、寄附を受けられる内容としているものでございます。

本条例につきましては、松島町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業の資金に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、松島町まち・ひと・しごと創生推進基金を設置する上で必要な事項を定めるものとなっております。

恐れ入ります。次ページ、添付しております資料をお開き願います。

松島町まち・ひと・しごと創生推進計画につきましてご説明させていただきます。

1点目の地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）制度の概要についてご説明いたします。

先ほどの繰り返しにもなりますが、国が認定しました地方公共団体の地方創生事業に対して法人が寄附を行った場合、寄附額の一部を、法人関係税におきまして、税額控除が受けられる仕組みでございます。

資料記載のイメージにもございますが、企業版ふるさと納税では、例で挙げますと1,000万円の寄附を行った場合、申告時におきまして最大9割の法人関係税が軽減されるものでございます。

2点目の制度導入の経過についてご説明いたします。

町の最上位計画であります長期総合計画の重点戦略に基づく施策の展開を検討する中で、法人からの寄附金を各事業の実施における財源の一つとし、かつ町の財政基盤を整える上での有効策として地域再生計画を作成し、内閣府へ申請し、認定を受けたものでございます。

寄附を受ける内容といたしましては、②に記載しておりますとおり、松島町まち・ひと・しごと創生推進計画において掲げている事業であり、その事業は長期総合計画の重点戦略に位置付けしている事業に対し寄附を受けられる内容としております。

計画している寄附目安額は、次期市街化区域編入を予定している初原地区に関連する道路等の概算整備費や、認定こども園整備に係る町の一般財源への負担額を踏まえ、制度の適用期限である令和6年度末までに11億円を上限とし、目標を定めたものでございます。

3点目の基金設置による効果につきましてご説明いたします。

法人からの寄附金の活用にあたりましては、基金として設置することにより、複数年度にわたって実施する事業の財源とすることが可能となるほか、さきに後年度分の事業費も含め、総事業費を超えない範囲であらかじめ寄附を受容することが可能となっております。

最後に、4点目のスケジュール案につきましてご説明いたします。

今定例会におきまして条例案をお認めいただいた後、町のホームページや公式SNSのほか、今回の企業版ふるさと納税のパンフレット等も作成し、本制度の周知、PR活動を行うとともに、寄附を検討していただける法人、企業があれば具体的な協議に入ることとし、令和4年4月1日施行日をもちまして寄附の受入れを開始する計画でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第10 議案第44号 松島町中小企業・小規模企業者振興基本条例の制定について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第44号松島町中小企業・小規模企業者振興基本条例の制定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第44号松島町中小企業・小規模企業者振興基本条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法の基本理念等に基づき、町の役割等を明らかにするとともに、基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業者の成長発展並びに地域経済の活性化を図ることを目的として定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） それでは、条例に関する説明資料をお開き願います。

主なものについて説明します。

第1条の目的では、中小企業・小規模企業者の振興に関し、町の役割などを明確にするとともに、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策について、推進することを目的としております。

第3条の基本理念では、中小企業・小規模企業者の振興に係る基本理念を定めております。

以下、第4条では町の役割を、第5条では中小企業・小規模企業者の役割を、次のページに移っていただいて、第6条では商工会の役割を、第7条では金融機関の役割を、第8条では町民の理解及び協力をそれぞれ定めております。

第9条の基本的施策では、中小企業・小規模企業者の基本理念に基づく施策の概要を定めております。

第10条では、経営規模が小さい小規模企業者への配慮を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第11 議案第45号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第45号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第45号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付が令和4年4月1日から開始されることに伴い、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等にある多機能端末機を使用し、印鑑登録証明書の申請及び交付ができるよう改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、お手数ですが条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、コンビニエンスストア等におきまして、証明書等の自動交付が令和4年4月1日から始まることに伴いまして、マイナンバーカードを利用し、印鑑登録証明書の申請や交付が受けられるように、本条例の一部を改正するものであります。

内容についてでございます。

第16条におきまして、コンビニ交付が受けられるようにする文言を追加しておりますが、具体的にはこれまで印鑑証明書は、役場の窓口におきまして、印鑑登録証のカードを提示し申請することを定めておりましたので、コンビニ交付におきましては、印鑑登録証を必要とせず、マイナンバーカードを端末機にかざし、暗証番号を入力し、申請することで交付が受けられることを追加したものとなっております。

また、第17条におきましては、第16条にただし書を追加したことで、本文とただし書に分かれることから、改正前の前条の記載につきまして、前条前段にと文言の整理を行ったものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第12 議案第46号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第46号松島町町税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第46号松島町町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴うものであり、令和3年4月1日から施行を要するものについては専決処分をしましたが、その他の事項について改正を行うものであります。

改正内容につきましては、個人の町民税における非課税の範囲の見直し、セルフメディケーション税制の期間の延長を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、ご説明させていただきます。

条例に関する説明資料をお開き願いたいと思います。

今回の改正内容につきましては、個人町民税の非課税範囲の見直し及びセルフメディケーション税制の期間の延長でございます。

第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の改正につきましては、個

人町民税の非課税範囲の見直しに係るものであり、第24条第2項の改正内容に記載しておりますが、今回の地方税法等の改正に伴い、日本国外に居住する親族のうち留学している者、障がい者、前年において生活費等に充てるために38万円以上の送金を受けた者を除く30歳以上70歳未満の者を扶養控除の適用対象外とされたところでございます。

このことに伴い、第24条第2項につきましては個人町民税の均等割、附則第5条第1項につきましては、所得割の非課税について改正するものであり、また第36条3の3第1項につきましては、公的年金等受給者においても同様とするため、文言を改正するものでございます。

なお、施行期日は令和6年1月1日でございます。

次に、附則第6条の改正につきましては、薬局やドラッグストアで市販されている特定一般用医薬品等の購入で年間1万2,000円以上を支払った場合の医療費控除の特例、セルフメディケーション税制について、適用期間を令和9年度まで5年間延長するものでございます。

なお、施行期日は令和4年1月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第13 議案第47号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第47号固定資産評価審査委員会条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第47号固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、審査申出人の負担軽減を図るため、審査申出書等の書面への押印等を不要とするための改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、固定資産評価審査委員会条例の一部改正について説明いたします。

議案書3枚目の新旧対照表と、最終ページの条例に関する説明資料を御覧ください。

今回の改正につきましては、固定資産の評価額に対する審査申出に際し、審査申出人等の負担軽減を図るため、審査申出書等の書面への押印等を不要とするため改正するものです。

第4条第4項につきましては、審査申出人等の審査申出所への押印の規定を定めているものですが、当該規定を削除するものです。

第5条第5項及び第6項につきましては、第4項の削除に伴いそれぞれ1項ずつ繰上げ、第4項及び第5項に改めるものです。

第8条第5項につきましては、口頭審議における関係者からの口述書の提出に際し、提出者の署名、押印を求めているものですが、提出者の住所、氏名、提出年月日、証言すべき事項の必要事項の記載のみで充足することから、提出者の署名押印の規定部分を削除するものです。

施行につきましては、公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第14 議案第 48号 松島町手数料条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第48号松島町手数料条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第48号松島町手数料条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、当該手数料について削除する改正を行うものであります。

あわせて、令和4年4月1日から開始する、コンビニエンスストア等における多機能端末機での証明発行手数料について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、コンビニ等における証明書等の自動交付が令和4年4月1日から始まることに伴いまして、マイナンバーカードを利用し住民票、戸籍謄抄本の交付が受けられるように改正するものであり、併せて通知カード再発行手数料の廃止及び個人番号カードの再交付手数料の改正により削除するものであります。

内容につきましては、別表第2条関係におきまして、住民基本台帳に関する事務の改正部分につきましては、マイナンバーカードを使用しコンビニ等で交付を受ける場合の手数料は、同一世帯何人であっても1通200円となる改正となっております。

また、通知カード再交付手数料につきましては、令和2年5月25日より、デジタル手続法の一部改正に伴いまして、通知カードの廃止と併せ再発行手数料も廃止となったことから、今回の手数料条例の一部を改正と併せて削除するものであります。

最後に、個人番号カードの再交付手数料につきましては、これまで再発行手数料は直接町の歳入となっておりましたが、国の行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、再交付に係る手数料の徴収の事務については、地方公共団体情報システム機構から市町村に委託する規定が追加され、再発行手数料は町ではなく機構に歳入となるように改正となったことから削除するものであり、施行日は令和3年9月1日となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第15 議案第49号 令和3年度松島町一般会計補正予算（第4号）（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第49号令和3年度松島町一般会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第49号令和3年度松島町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金等について補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、6ページをお開き願います。

2款総務費1項8目企画費につきましては、定住促進事業補助金の実績に伴い、今後の申請見込額を補正するものであります。

20目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費につきましては、国の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の仙台市への適用に併せて実施される、県内全域の営業時間短縮の要請に全面的に協力した飲食店の事業者に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給するものであります。

21目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、令和2年度までに実施した事業に繰入れをした繰入金を精査し、基金へ積み立てするものであります。

3款民生費1項2目障害者福祉費につきましては、難病に伴う視覚障害者等の夜間の外出行動支援を図るため、暗所視支援眼鏡を購入する経費について補正するものであります。

7ページの2項4目母子福祉費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている独り親家庭の家計を支援するための「母子・父子家庭臨時特別支援金給付事業」に必要な経費について補正するものであります。

9目認定こども園推進事業費につきましては、松島町社会福祉協議会への認定こども園施設整備の造成工事に係る補助金について補正するものであります。

4款衛生費1項2目予防費につきましては、自治体予防接種台帳システム改修に係る財源を更正するものであります。

8ページに渡ります。

10款教育費2項3目及び3項3目学校保健衛生費並びに6項1目幼稚園費につきましては、小学校、中学校、幼稚園において新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保健衛生用品購入に係る経費を補正するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

12款地方特例交付金1項1目地方特例交付金及び13款地方交付税1項1目地方交付税の普通交付税につきましては、今年度の交付額の確定に伴い補正するものであります。

17款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました自治体予防接種台帳システムの改修に対するものであります。

5目教育費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました小学校及び中学校並びに幼稚園に係る保健衛生用品購入に対するものであります。

4ページをお開き願います。

18款県支出金 2 項 2 目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました母子・父子家庭臨時特別支援金給付事業に対するものであります。

10目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」に対するものであります。

20款寄附金 1 項 2 目民生費寄附金につきましては、NTTドコモグループの社員募金による寄附金について補正するものであり、歳出でご説明しました暗所視支援眼鏡購入に対するものであります。

5 ページに渡ります。

21款繰入金 1 項 1 目国民健康保険特別会計繰入金から 4 目下水道事業特別会計繰入金につきましては、令和 2 年度決算に伴う繰越金について財源を精査し、各種特別会計より繰入するものであります。

5 ページの 22 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、令和 2 年度決算に伴い補正するものであります。

24 款町債 1 項 5 目臨時財政対策債につきましては、今年度の普通交付税の算定に基づき借入可能額が確定したことから補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、定住促進事業につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。主要事業説明資料 1 をお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては 6 ページとなります。

こちらの事業の目的でございますが、町外から本町に転入される方で、松島町内に新たに住宅を取得する方に対しまして、補助金の交付により住宅取得の支援を行い、移住定住の促進を図ることを目的としている事業でございます。

今回の補正につきましては、当初予算額 850 万円のうち 750 万円につきましては既に補助金の交付を決定しており、残額の 100 万円につきましても現在 2 名の方が申請準備中でございます。これらのことから、移住定住施策のさらなる促進を図るため、事業費の増額を図るものでございます。

補正させていただく金額 300 万円につきましては、新築住宅 6 軒分を見込んでおり、近年 3

か年におきまして、9月から3月までの申込件数が5件から8件程度ございましたことから、6件ということで申請を見込むものでございます。

なお、今年度におきまして交付決定いたしました状況につきましては、資料に記載のとおり17件の交付を行っており、そのうち新築の住宅の取得に対する補助が13件、中古住宅の取得に関する補助が4件となっております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） それでは主要事業説明資料2に移ります。

2款1項20目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費、補正予算事項別明細書は6ページです。

補正予算額は9,020万円で、財源は県の補助金が交付される予定です。

事業概要を御覧ください。

まず、対象施設ですが、食品衛生法上に基づく飲食店営業許可を受けている施設です。

要請期間は、令和3年8月20日午後8時から同年9月13日午前5時までの24日間です。

要請内容は、期間中午前5時から午後8時までの時間短縮営業で、酒類提供は午前11時から午後7時までとなっております。

想定件数は80件です。

協力金算定根拠ですが、協力金支給額単価に24日間と想定件数をそれぞれ乗じて、合計が9,000万円となります。また、補助率は10分の10で、協力金のみ対象となります。

なお、協力金支給額単価については、次のページの資料、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の④支給額の単価を御覧ください。

支給額、単価の算定では、中小企業者に対し、売上高方式または大企業同様に売上高減少額方式のいずれか有利なほうを選択してもらいます。

まず、Aの売上高方式では、前年度または前々年度の日当たりの売上高で、8万3,333円までは日額2万5,000円で下限を設けます。次に、8万3,334円から25万円までは日額2万5,000円から7万5,000円とし、算定は一日の売上高の3割です。次に、2万5,001円以上は日額7万5,000円で上限を設けます。25万1,000円以上は日額7万5,000円で上限を設けます。

続いて、Bの売上高減少方式では、売上高減少額に0.4を乗じた算定となります。ただし、前年度または前々年度の日当たりの売上高の3割または20万円いずれか低い方が上限となります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 引き続き主要事業説明資料3をお開き願います。

暗所視支援眼鏡購入事業の説明をさせていただきます。

補正予算事項別明細書は6ページになります。

事業概要についてであります。当該備品は難病の網膜色素変性症により暗い場所が見えにくい視覚障害者の方々の夜間等の外出行動支援の一助となるよう購入するものであり、事業費は86万9,000円となっております。今回はその実用性、必要性について、町で購入し希望者へ貸与しながら、効果を踏まえ検討するスタートとして、NTTドコモグループ東北応援社員募金の寄附金を財源とし、2台購入するものでございます。

続きまして、主要事業説明資料4をお開き願います。

母子・父子家庭臨時特別支援金給付事業の説明をさせていただきます。

補正予算事項別明細書は7ページとなります。

事業概要についてでございます。

本事業につきましては、母子・父子家庭医療費助成対象世帯へ、1世帯当たり1万円の支援金を給付するものでございます。

なお、今回は令和3年度限定の宮城県ひとり親家庭支援市町村補助金を財源に実施するものであり、事業費は事務費と合わせ111万円となっております。

支給対象世帯は110世帯としており、基準日は令和3年10月1日時点としております。今議会にて議決をいただいた後、10月中旬には対象世帯へ支援金案内のチラシと受給拒否の届出書を送付し、受給の意思確認のため、民法上の贈与契約を成立させる行為を行い、成立させるための期間として2週間を期限とし意思確認を行い、11月上旬には給付するよう進めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 引き続きまして、認定こども園推進事業費につきましてご説明いたします。

恐れ入ります。主要事業説明資料5をお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細につきましては7ページとなります。

まず初めに、認定こども園推進事業の現在の進捗でございますが、令和3年度当初予算にお

きまして、計画地の測量設計業務に係る経費について予算化されており、町から社会福祉協議会に対しまして補助金の交付を行ってございます。この測量設計業務につきましては、8月末に業務が完了し、さらなる事業の推進を図るため、本定例会におきまして、造成工事にかかる工事費相当分を補助金としまして、7,000万円を補正計上させていただくものでございます。

恐れ入ります。添付しております資料をお開き願います。

事業の計画地につきましては、航空写真でお示ししておりますとおり、令和3年度予算審査におきまして、3月10日に皆様が現地を視察された箇所から変更はございません。

次に、事業の概要の説明でございますが、土地造成面積が3,998.3平米となっております。こちらは開発行為の面積上限が4,000平米以内となっておりますことから、確保できる上限まで整備を行うものでございます。

続きまして、主な工事につきましてご説明いたします。

事業概要を御覧願います。

土工事につきましては、地盤の表土に当たる土砂を2,700立米掘削し、計画地の南側に位置しております地山の掘削としましては2,850立米の軟岩掘削を行います。また、現場で発生しました土を転用し、敷地の北側に盛土台として転用いたします。

次に、擁壁工といたしまして、平場として使用できる有効面積を最大限確保する計画とするため、敷地の北側にプレキャストL型擁壁を108.4メートル設置する計画でございます。また、敷地の排水対策といたしましても、北側にU型側溝300タイプを142メートル設置いたします。

なお、付帯工といたしまして、町道人管線の付け替え工事を実施いたします。

現在の町道人管線につきましては、平面図におきまして赤の三角でお示ししている箇所に接続しておりますが、その部分が認定こども園の用地として必要なことから、北側に新たに町道を付け替えするものでございます。

最後に、今後のスケジュールといたしましては、補正予算可決後、社会福祉協議会におきまして、造成工事の発注手続に入る予定でございます。造成工事の完成につきましては、令和4年3月を予定しております。また、建物の設計につきましては、社会福祉協議会におきまして既に6月に発注しており、現在は建築設計業務を進めている段階でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を1時といたします。

午前 11時59分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

---

日程第16 議案第50号 令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第50号令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第50号令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正し、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第17 議案第51号 令和3年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第51号令和3年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第51号令和3年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第52号 令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

(提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第52号令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第52号令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正するものであります。また、令和2年度支払基金の確定による返還金について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第19 議案第53号 令和3年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算  
(第1号) (提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第53号令和3年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第53号令和3年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金及び介護保険特別会計繰出金について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第20 議案第54号 令和3年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）  
(提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第54号令和3年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第54号令和3年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）の提

案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第21 議案第55号 令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、議案第55号令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第55号令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第22 議案第56号 令和2年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第23 議案第57号 令和2年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第24 議案第58号 令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第25 議案第59号 令和2年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第26 議案第60号 令和2年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第27 議案第61号 令和2年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第28 議案第62号 令和2年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出  
決算認定について（提案説明）

日程第29 議案第63号 令和2年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認  
定について（提案説明）

日程第30 議案第64号 令和2年度松島町水道事業会計決算認定について（提  
案説明）

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。日程第22、議案第56号から日程第30、議案第64号ま  
では令和2年度各種会計決算認定に関する議案であり関連がございましたので、一括議題と  
し、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。

なお、この議案の朗読については省略いたします。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第56号から日程第30、議案第64号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和2年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を上  
程しておりましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

決算書及び関係資料につきましては、既にお手元に配付しておりますので、詳細は省かせて  
いただきまして、決算の概要を説明申し上げます。

さて、令和2年度につきましては、4月に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出さ  
れ、住民の皆様への行動制限、また事業者の皆様への営業自粛等、大きな負担を強いる事態と  
なりました。その後も感染者数の増減を繰り返す状況が続き、当町の基幹産業である観光業  
を中心に大きな打撃を受け、町では予定されていた多くの事業が中止や延期となり、新型コ  
ロナウイルス感染症の影響を伴う各種支援や体制整備など、新型コロナウイルス感染症対応  
に終始する年となりました。

こうした状況の中での予算執行となりましたが、議員各位からのご助言、ご協力によりまし  
て予算計上いたしました各種事業、施策を的確に実施できましたことに御礼を申し上げる次  
第であります。

また、各種会計の決算審査につきましては、丹野、赤間両監査委員に詳細な審査をしていた  
だきましたことに対し感謝を申し上げます。両委員からご指導いただきました点につきまし

ては、今後の町政運営に反映させてまいりたいと思います。

令和2年度一般会計の決算につきましては、歳入総額116億9,500万3,000円に対し、歳出総額109億8,895万2,000円となり、歳入歳出差引額7億605万1,000円をもって決算しております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額2億6,929万円及び事故繰越繰越額4,124万6,000円を併せて差し引いた、3億9,551万5,000円が実質収支額となっております。

この実質収支額のうち、2億2,000万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

令和2年度予算に対する歳入の収入率は、88.68%、歳出の執行率は、83.33%となっております。

町税につきましては、徴収率92.7%となり、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例措置により、町税全体で7,700万円ほど減収となりました。

それでは、歳出の主な事務費につきまして、説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営に関する経費であります。

総務費の一般管理費につきましては、コロナ禍において様々な制限がある状況の中、職員の資質向上や知識・技能の習得を図るための研修ではオンライン研修を取り入れました。また、職員の健康診断では分散受診など感染予防を徹底しながら福利厚生事業を実施しました。

広報広聴費につきましては、毎月発行の「広報まつしま」に掲載する記事の系統化を図り、より見やすく、より読みやすい紙面づくりに努めました。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する各種支援事業を行うに当たり、町民と事業者向けに制度概要や手続等に関する情報をまとめた「広報まつしま別冊」を計6回発行し、全戸配付を行いました。あわせて、町ホームページ、各種SNSを活用し、コロナ禍における町の様子や新型コロナウイルス感染症に関するタイムリーな情報発信に努めました。

さらに、行政相談、無料法律相談を、感染予防対策を講じ定期的に開催し、住民生活の不安解消に努めました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。また、令和元年度決算に係る財務諸表を作成し、公表しました。

企画費につきましては、長期総合計画後期基本計画の策定に際し、総合計画審議会において、後期基本計画（素案）の審議並びにその他策定に関する事項について議論を行うとともに、町民や関係団体の代表による「まちづくり検討委員会」や町職員で組織する「まちづくり検討庁内委員会」では、町の現状と課題の分析、課題の解決策の検討、主要施策等の再検討等、

後期基本計画に係る各種確認や検討、議論を行い効果的かつ適切な計画策定に努めました。

企業誘致につきましては、本町における企業立地ガイドを更新するとともに、宮城県が発行する企業立地ガイドでは、初原地区が県内主要工業団地として位置付けされたことで、誘致活動の効果が向上し、立地に意欲を示す企業の創出につながりました。

定住促進につきましては、復興支援定住促進事業補助金と津波住宅再建支援事業補助金を引き続き交付し、町内外からの移住・定住者への支援を行いました。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」に対応し、オンラインで開催された各種移住・定住イベントに参加し、移住を希望されている方に松島の魅力をPRするための情報提供や移住相談を行いました。

さらに、松島へ移住された方々に協力をいただき、移住・定住促進ガイドブック掲載の内容を刷新し、より一層のPRを図りました。

景観形成につきましては、景観条例、景観計画に基づき、町民や事業者の方々との事前協議及び届出制度による景観形成に関する協議を通じて、景観を生かしたまちづくりの推進に努めました。

松島海岸駅整備につきましては、新設ホームに係る土木工事の実施と併せ、新駅舎の建築工事に着手し事業の推進を図りました。

交通安全費につきましては、カーブミラーの設置工事や修繕を実施し、交通事故防止に努めました。

また、幼児・児童・高齢者を交通事故から守るため、交通安全指導員による定期的な街頭指導や交通安全教室を実施するとともに、「塩釜地区交通安全協会松島支部」及び「松島町交通安全母の会」と連携して、交通安全普及啓発活動に取り組みました。

なお、令和2年9月に町内で死亡事故が発生しましたが、交通安全普及活動と交通事故件数の減少、交通死亡事故ゼロの長期間継続の功績が認められ、令和2年9月9日に、交通安全功労者として、交通対策本部長である内閣府特命担当大臣から表彰状が授与されました。

諸費につきましては、各地区防犯指導隊の活動支援並びに警察等の関係機関と連携を図り、地域の安全確保と犯罪、非行の未然防止に努め、さらに、不審者や詐欺被害の事案が多発していることから、被害防止のため、ホームページや安心安全メールを活用した注意喚起を行いました。

防犯灯につきましては、LED照明への交換を行うとともに、夜間の安全を確保するため、各地区への防犯灯の設置費用と電気料金の助成を行い、各地区の負担軽減を図りました。

電子計算費につきましては、基幹系システム、公会計システムの運用を継続するとともに、国が実施する自治体中間サーバー・プラットフォームの次期システムへの移行に伴う、庁舎内ネットワーク機器の入れ替え作業を実施しました。

町民バス運行費につきましては、町内一円における路線バスの運行並びに第二小学校及び第二幼稚園へ通学バスの運行を行い、公共交通空白地域における通勤・通学・外出のための移動手段確保に努めました。

なお、路線については、避難道路整備に係る路線変更を行い、安全で利便性の高い運行ルートを構築しました。

復興推進費につきましては、長期総合計画に基づく復興の総仕上げに向け、復興事業の事業間調整、関係機関との協議を行いながら事業推進を図ったほか、町が実施主体となる事業に対する実績評価の作成、復興のあゆみ「概要版」を全戸配付し、復興事業の推進に努めました。

ふるさと納税費につきましては、インターネット上の受付窓口であるポータルサイトを拡充し、町の魅力を発信するとともに、返礼品事業者の販路拡大に努めました。

特別定額給付金事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、簡素な仕組みで、迅速かつ的確に家計への支援を行うために職員一丸となり取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、「感染拡大防止」、「町民の生活支援」、「町の経済回復」に重点を置き全48事業を実施し、住民生活や地域経済に対し適正かつ効果的な支援を行いました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、町民の利便性向上を図るため、週の初日の窓口延長を引き続き行い、諸証明の交付事務を実施するとともに、第三者による虚偽の届出や諸証明の不正取得を防止するため、本人確認を適正に行い、個人情報保護に努めました。

また、マイナンバー制度に伴う個人番号の取扱いや、マイナンバーカードの交付等を適正に行いました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域の社会福祉向上を図るため、民生委員、児童委員への活動支援や社会福祉協議会をはじめとする福祉団体等への助成を行いました。

障害者福祉費につきましては、障がいのある方に、障害者総合支援法などに基づき町が、施設入所費や通所サービス費の支給、医療給付、補装具費の支給、日常生活用具給付などを行いました。

また、障害者等相談支援事業の実施、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定等を行いました。

さらに、障害者医療費助成事業では、精神障害者保健福祉手帳1級保持者を新たに対象に加え、医療費の助成を行いました。

老人福祉費につきましては、敬老事業として、感染対策のため、77歳以上の対象者に、記念品等を個別に送付し実施しました。また、支援を必要とする方々に対して、緊急通報システムや高齢者タクシー助成、宅配夕食サービスを継続して実施しました。

保健福祉センター管理費につきましては、感染対策を講じ、ふれあいの湯の運営に努めるとともに、施設の修繕を適切に実施し、保全や安全管理に努めました。また、施設の長寿命化を図るため、保健福祉センター等長寿命化計画を策定しました。

児童措置費につきましては、中学校修了前の子育て世帯の生活の安定と児童の健全な育成に資することを目的に、児童手当の支給を行いました。

保育所費につきましては、国の補助金等を活用しながら、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る衛生用備品・消耗品等を購入し、適切な衛生管理に努めました。

また、各保育所においては、必要な修繕や備品購入を行い、児童が安心して過ごせる保育環境整備に努めました。

母子福祉費につきましては、母子父子家庭に医療費助成を行い、医療機会の確保と経済的負担の軽減を図りました。

子ども医療対策費につきましては、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子供の通院・入院を医療費助成の対象とし、医療機会の確保と経済的負担の軽減を図りました。

子育て支援事業費につきましては、子育てに関する各種相談を行い、安心して楽しく子育てができるように支援を行うとともに、関係機関などと連携しながら、児童虐待予防や発達障害児支援に努めました。

また、子育てに関する情報を提供しているホームページについて、情報量の増加などの改修により、利用しやすい環境整備を図りました。

児童館費につきましては、児童館及び留守家庭児童学級について、指定管理者と密に連携をとりながら、施設の運営・管理を行いました。

留守家庭児童学級においては、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る学校の臨時休業に伴い、早い時間帯から開級する必要がありましたが、臨時開級を行うことで児童の居場所確保を図りました。

子育て世帯への臨時特別給付金事業費につきましては、小学校等の臨時休校など新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への生活支援を行うため、子育て世帯へ臨時特別給付金の支給を行いました。

認定こども園推進事業費につきましては、認定こども園の整備に向け、造成及び建物の基本計画を行うことを目的とした「認定こども園基本計画」を策定しました。

また、社会福祉法人松島町社会福祉協議会と協働で事業を進めていくため、「松島町における幼児教育・保育の充実に関する覚書」、「松島町における認定こども園施設整備に関する協定書」を締結し事業の推進に努めました。

災害救助費につきましては、令和元年東日本台風において発生した稲わらなどの処理を、令和元年度から引き続き実施しました。

なお、処理については、関係機関の協力のもと、令和2年10月末をもって全て完了することができました。

保健衛生総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図り、住民が安心して医療を受けられるよう、松島病院及び塩釜地区休日急患診療センターにおける診療体制の確保に努めました。

予防費につきましては、ユーチューブやインスタグラム等のSNSを活用した情報発信や、オンライン健康相談など新しい生活様式に対応した保健事業に取り組みました。

健康館費につきましては、施設を安全・安心に利用できるよう、施設設備の老朽箇所の修繕に早急に対応いたしました。

母子衛生費につきましては、特定不妊治療助成事業の拡充や、児童館において赤ちゃんほつとサロン及び健康相談を実施し、妊娠期から子育て期まで医療・福祉等の関係機関と連携を図り、包括的に支援する体制づくりに努めました。

環境衛生費につきましては、清潔で安全な町民生活の確保と自然環境の保全を目指し、各地区の協力のもと「町内一斉清掃活動」を展開し、環境美化促進に取り組みました。さらには環境美化推進員による定期的なパトロール活動により、不法投棄の監視体制の強化と早期発見に努めました。

また、公衆衛生組合連合会の協力のもと、防疫殺虫剤を配付し、衛生害虫の発生抑制に取り組みました。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費につきましては、ワクチン接種体制を確立するため、健康管理及び接種記録システム改修や備品購入等を行い、円滑な接種に向けて準備を進めま

した。

塵芥処理費につきましては、町内各所に設置されたゴミ集積所から生活系ゴミの分別収集を行い、さらに、移動祝日（ハッピーマンデー）においては「燃えるゴミ」の祝日収集を行い、再資源化を図りながら廃棄物の適正処理に努めました。

勤労青少年ホーム費につきましては、ITルームを廃止して研修室としました。各種サークルや団体に活用されております。

また、施設等の管理を社会福祉法人松の実福祉会へ委託し、適切な管理が行われております。

労働諸費につきましては、松島町シルバー人材センターを通じて高齢者の就労支援を行ったほか、東北労働金庫と連携し勤労者向け融資制度の推進を図りました。

農業委員会費につきましては、農地法に基づき、農業者が円滑な農地利用を行えるように支援し、農地等の利用の最適化の推進に取り組みました。

また、農業委員会委員等の任期満了に伴い、農業委員会委員を任命し、農地利用最適化推進委員を委嘱しました。

農業振興費につきましては、米価の安定を目的として、需要に応じた主食用米作付の推進を行うとともに、飼料用米や野菜等の高収益作物への支援を実施しました。

また、中山間地農業ルネッサンス事業として、生産者とホテル、飲食店経営者を交えたワークショップ事業を行い、松島町に適した特産品の検討を図りました。

手樽地区復興基盤総合整備事業については、農地の大区画化整備の補完工事が実施され、より安定した農業基盤が整備されました。

農地費につきましては、県営事業として、銭神地区かんがい排水事業での用水路整備工事、不来内排水機場の機器更新工事を実施しました。

園芸振興費につきましては、松島町地産地消実行委員会を通じて地産地消の推進を図り、コロナ禍でイベント開催が困難な中で町民向けに地場産品詰め合わせ福箱の販売会を開催しました。

畜産振興費につきましては、和牛育成団体への補助を行ったほか、仙台家畜保健衛生所と連携し家畜伝染病被害防止のための検査及び防疫演習を行いました。

林業振興費につきましては、松くい虫防除対策並びに特別名勝松島の松林保全として、宮城県と合同で空中散布と地上散布事業の実施、伐倒駆除や樹幹注入事業を継続して実施するとともに、松林の機能回復のために、抵抗性松の植樹事業や松林の下刈り事業を行いました。

水産業振興費につきましては、宮城県漁業協同組合松島支所を通じて、カキの衛生対策やP

R事業への支援を行いました。

商工業振興費につきましては、利府松島商工会を通じて商工業者の経営支援及び地域ブランド品の開発を支援しました。

また、地元金融機関と連携し、中小企業・小規模企業者向け融資制度の推進を図りました。

観光費につきましては、松島町観光審議会において、主要事業の実施報告や、次年度予算について説明を行い、観光振興計画に掲げる各施策の推進などについてのご意見を委員から賜りました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により各イベントが中止になる中においても、収束後を見据えて松島観光協会や宮城県、関係自治体と連携を図りながら、松島町の歴史・文化や自然景観等の恵まれた地域資源、その観光保全といったSDGsの取組など、松島町の魅力発信に努めました。

国際交流関係経費につきましては、昨年度に引き続き国際交流員を任期満了まで任用し、英語表記の整備や公式SNSの運営を実施することにより、外国人観光客受入体制整備を促進しました。

また、オンラインで開催された「世界で最も美しい湾クラブ」世界会議に出席し、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による影響を考慮した上で、当会の意義を再確認し、各加盟湾で取り組むべき課題について議論を深めました。

施設維持管理経費につきましては、観光施設の適切な維持管理を行い観光客の利便性と安全性を確保するとともに、効果的に業務委託をすることにより効率化を図りました。

文化観光交流館費につきましては、指定管理者による町民向けのイベントとして、「アンブレラスカイ」等コロナ禍においても多くの方が楽しめるイベントを工夫して実施し、効果的な施設の運営に努めました。

道路維持費につきましては、町道の舗装補修事業を実施し、道路除草や除融雪は、地区等の協力を得ながら維持管理に努めました。

道路新設改良費につきましては、松島地区、高城・磯崎地区、手樽地区で避難道路の整備を実施しました。

また、繰越しとなりました、松島地区の避難道路1路線につきましては、5月末で工事が完了し、全ての避難道路整備事業が完了しております。

都市計画総務費につきましては、明神地区の市街化区域編入における都市計画の決定や、一般保留地区となる初原地区において、一般保留地区解除に向けた協議を宮城県と実施し、計

画的な土地利用を促進するとともに、開発・建築に関する制限等の照会、対応等、都市計画に係る各種行為に対する事務を通じ、良好なまちづくりの推進を図りました。

また、市街化区域に編入した明神地区においても、幹線道路沿いという立地を生かし、沿道商業地の誘導を目的とした新たな土地利用計画に関する地区計画を決定することで、事業の推進を図りました。

公園管理費につきましては、松島運動公園や温水プールにおいて新型コロナウイルス感染症を考慮した休館措置や感染症対策を講じながら、利用者が安心してスポーツ活動に取り組めるよう指定管理者と連携し、運営と維持管理に努めました。

街路事業費につきましては、町道根廻・磯崎線道路整備事業を実施し、国道45号交差点部を残し完成しております。

また、事故繰越となりましたが、交差点工事が6月末で完了し、7月4日に開通をしております。

木造住宅等震災対策事業費につきましては、一般木造住宅の耐震診断助成・耐震改修工事助成事業及び危険ブロック塀等除去事業を引き続き行い、震災対策に取り組みました。

住宅環境整備費につきましては、宅地かさ上げ等事業費補助金を引き続き交付し、沿岸部の浸水被害対策の推進に努め、住宅再建の支援を図りました。

非常備消防費につきましては、消防資機材や消防水利等の点検を行い、適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した第6分団の小型動力ポンプ付積載車及び背負い式水のう等を整備し、防火・防災体制の強化に努めました。

また、年2回の火災予防週間においては、チラシや広報車による防火啓発活動を行い、火災のない環境づくりに努めました。さらに、令和3年2月の福島県沖地震及び3月の宮城県沖地震においては、消防団による防潮堤の閉鎖や巡回パトロールなど災害対応を行いました。

災害対策費につきましては、住民への災害時における情報伝達手段の多様化が求められていることから、安心安全メールやSNS等を活用した情報発信に努めました。

また、災害時の情報伝達手段として重要な役割を担う防災行政無線設備の適正な保持に努め、災害対応力の強化を図りました。

地域防災計画につきましては、法改正や上位計画等と整合性を図り、さらに令和元年東日本台風を踏まえた内容に修正するなど見直しを行いました。

避難施設管理費につきましては、石田沢防災センター外11か所の避難施設並びに避難場所2か所、備蓄倉庫8か所等の維持管理を行いました。

各地区の避難施設につきましては行政区を指定管理者として、適切な管理運営を行いました。

教育費につきましては、松島町教育大綱及び松島町教育振興基本計画に基づき、学校・家庭・地域が協働し、夢と志を育み、めまぐるしく変化する社会に対応できる児童生徒の育成を推進するための教育環境の整備を行いました。

事務局費につきましては、引き続き教育指導専門員を雇用し、教職員等への指導、不登校児童生徒の支援等の充実を図りました。

また、外国語指導助手（ALT）を2名雇用し、小中学校の外国語学習において、生きた英語による授業実践を行ったほか、幼稚園、保育所にも派遣することで、幼児期から英語に親しむ活動を実施しました。

さらに、昨年度に引き続き県の指定を受け、小中連携英語教育推進事業を実施し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を目的に、小中学校の教員が連携し、研究及び授業実践を行いました。

心のケア不登校対策につきましては、松島町子どもの心のケアハウスの運営やスクールソーシャルワーカーの配置により、様々な問題を抱える児童生徒とその保護者に対する教育相談、学習指導など、個々の実情に応じた支援の充実を図りました。

小中学校費につきましては、施設や設備の維持管理、教材備品等の整備に努めたほか、小学校においては、第二小学校及び第五小学校の体育館のLED化を実施し、学校の省エネルギー化を図りました。中学校においては、プール解体事業を実施し、安心安全な教育環境の整備に努めました。

学校ICT環境の整備につきましては、町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業において、小中学校の校内無線LAN環境を整備しました。また、国のGIGAスクール構想のもと、小中学校全ての児童生徒及び教員が学校で使用する1人1台端末の整備が完了しました。

国内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、政府による学校の全国一斉休業要請という異例の措置を受け、本町においても、約2か月遅れの新年度の授業開始となりました。新型コロナウイルス感染症に対応した保健衛生管理と持続的な学校運営のため、保健衛生費において、小中学校及び幼稚園に保健衛生用品及び感染症対策用備品を整備し、感染拡大のリスクの低減に取り組みながら学校運営の継続に努めました。

社会教育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症により小中学校の始業時期が遅れましたが、各学校と調整し、予定しておりました郷土の歴史や風土を学ぶ「松島まるごと

学」の全てを開催することができました。

また、児童の安全・安心な居場所づくり事業である「放課後子ども教室」において、2学期以降は予定どおり実施することができました。青少年ボランティアの「ジュニア・リーダー」については地域の行事等派遣が皆無となりましたが、今後の活動に向けて定例会や研修を行い、研さんを積みました。

公民館費につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策をしながら各種教室や講座を開催し、コロナ禍においても、多様な学習機会の提供を行いました。教室・講座は、地元の方を講師に迎えて実施することで、地域の人材活用を図るとともに、参加者の交流も生まれ、大変好評を得ました。

文化財保護費につきましては、貴重な文化財を火災等から守るため、国の補助を活用した瑞巖寺の防災設備事業を令和3年度から本格的に着手するに当たり、事前調査や調整等を、所有者と連携を図りながら実施しました。

町所有の文化財につきましては、継続して調査研究を進めるとともに、各種展示や講座を通じて調査成果の情報発信に努めました。

町民の森費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月から5月末まで休園し、その後、新型コロナウイルスまん延防止の観点からテントサイトを半数にするなどの対策を行いました。

3密を避ける働きとしてキャンプ等のアウトドアが注目され、9月頃からテントや円形広場の利用が、前年度並みに回復しました。

保健体育総務費につきましては、東京2020オリンピック大会が1年延期されたことから、本町で行われる聖火リレーのコースや運営等に関して、大会組織委員会並びに宮城県実行委員会と再調整を行い、準備を進めました。

海洋センター費につきましては、新型コロナウイルス感染症を考慮した休館措置や感染症対策を講じながら、安心して施設利用ができるよう努めました。

給食施設費につきましては、成長期にある園児や児童生徒の栄養バランスを考慮した献立による学校給食を提供するとともに、衛生管理の徹底を図り、安心して安全な学校給食の提供に資するため、施設の整備や維持管理に努めました。

また、学校給食に、町内産の米や野菜を使用することで、地場産品の利用促進に努め、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で消費が落ち込んだ宮城県産牛を給食で提供することで、生産者への支援も行いました。

幼稚園費につきましては、施設や設備の維持管理に努めました。また、幼稚園無償化に伴う施設等利用給付事業により、子育て世代への支援を行いました。

農地及び農業用施設災害復旧費につきましては、令和元年台風第19号及び令和3年福島県沖地震で被災した農地、農業用施設の災害復旧工事を実施しました。

公共土木施設災害復旧費につきましては、東日本大震災で被災した道路、橋梁の災害復旧工事を実施し、施設の復旧に努めました。

また、令和元年台風第19号及び令和3年2月の福島県沖地震で被災した道路の災害復旧工事を実施し、復旧が完了しました。

保健体育施設災害復旧費につきましては、令和3年2月の福島県沖地震及び3月の宮城県沖地震により被災した学校給食センターの災害復旧工事を実施しました。

続きまして、各特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額17億2,366万2,000円に対し、歳出総額16億8,218万5,000円となり、歳入歳出差引額4,147万7,000円をもって決算を行っております。

この実質収支のうち、3,600万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

国民健康保険の健全な運営、被保険者の適切な医療給付等に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免を実施いたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2億590万8,000円に対し、歳出総額2億558万2,000円となり、歳入歳出差引額32万6,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、市町村事務とされている保険料決定通知書送付や保険料徴収事務、各種申請書等の受付事務を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険料の減免申請受付事務を実施しました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額20億335万8,000円に対し、歳出総額19億5,116万2,000円となり、歳入歳出差引額5,219万6,000円をもって決算を行っております。

この実質収支のうち、2,700万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

介護保険事業につきましては、令和3年度から令和5年度までを1期とする、松島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定いたしました。

また、令和元年台風第19号の被災者及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となられた方に対し、介護保険料の減免を実施しました。

さらに、通所の介護事業所や、通いの場において専門職による講話や体操の実技指導を実施し介護予防・重度化防止の取組を推進しました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額732万1,000円に対し、歳出総額730万8,000円となり、歳入歳出差引額1万3,000円をもって決算を行っております。

介護サービス事業特別会計につきましては、総合事業対象者及び要支援認定者に対し、介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画を作成し、関係事業者への助言や指導、連絡調整により在宅生活を支援しました。

観瀾亭等特別会計につきましては、歳入総額6,506万円に対し、歳出総額5,717万1,000円となり、歳入歳出差引額788万9,000円をもって決算を行っております。

歳入歳出を差引き、788万9,000円が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、770万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

観瀾亭費につきましては、観覧者が安心安全に松島観光を楽しんでいただけるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた運営に努めました。

また、毎年実施している「月の松島 in 観瀾亭」を、業種別ガイドラインに沿った運営方法で開催し、夜の松島の魅力発信に努めました。

さらに、環境整備として樹木剪定等を行い、観瀾亭・松島博物館の維持管理と施設環境の向上に努めました。

福浦橋費につきましては、カフェ・ベイランドにおいて環境整備として、以前から塗装の剥がれにより景観の面で課題となっていた福浦橋塗装業務を実施し、良好な施設維持管理に努めました。

また、新たな通行券券売機を導入し、業務の効率化や利用者利便性向上に寄与しました。

松島区外区有財産特別会計の決算につきましては、歳入総額180万5,000円に対し、歳出総額180万5,000円となり、歳入歳出差引額0円をもって決算を行っております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰入れが主なものであります。

歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地における草刈等の経費と、財産積立を行ったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額18億3,218万4,000円に対し、歳出総額18億529万1,000円となり、歳入歳出差引額2,689万3,000円をもって決算を行っております。

歳出の主な内容につきましては、汚水処理施設である松島浄化センター等の運転管理であり、総流入汚水処理量は、154万5,000立方メートルとなっております。

また、雨水排水施設につきましては、雨水ポンプ場14か所の運転管理により、降雨時等の対応を行いました。

下水道施設整備につきましては、松島浄化センターの長寿命化改築工事、初原地区の污水管布設工事等を実施しました。

また、東日本大震災による地盤沈下浸水対策として、復興交付金事業により、西柳雨水ポンプ場工事等を実施しました。

災害復旧につきましては、令和元年台風第19号で被災した、松島中継ポンプ場災害復旧工事を実施しました。

なお、公債費につきましては、元利償還金として4億9,502万2,000円を償還しました。

水道事業会計につきましては、令和2年度水道事業の業務量は、年度末給水人口1万3,571人、年度末給水戸数5,665戸、年間総配水量182万9,000立方メートル、年間有収水量153万8,000立方メートルとなりました。

水道事業収益につきましては、4億7,569万6,000円となり、新型コロナウイルス拡大防止措置による水道料金の減などにより、前年度に比して5,592万2,000円の減収となっております。

水道事業費用につきましては、4億8,858万8,000円となり、受水費の減により、前年度に比して2,817万3,000円の減額となっております。収益的収支としまして、1,289万2,000円の純損失が生じました。資本的収入につきましては、松島町二子屋浄水場施設建設工事に係る企業債及び配水管移設工事等に係る負担金を受け入れております。資本的支出につきましては、松島町二子屋浄水場施設建設工事、左坂配水池基本設計・測量調査業務委託、松島大橋水管橋添架工事を実施したほか、復興事業等に要する配水管移設設計及び移設工事等を実施しました。

資本的収支としまして、資本的収入3億1,042万3,000円に対し、資本的支出4億6,081万6,000円となり、差引不足額1億5,039万3,000円は、減債積立金の取崩し等により補填しております。

ただいま、一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 大変ご苦労さまでございました。

以上で、議案第56号から議案第64号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで若干休憩に入りたいと思います。再開を14時10分とします。

午後 1時55分 休憩

---

午後 2時10分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

---

日程第29 報告第5号 令和2年度松島町健全化判断比率について

日程第30 報告第6号 令和2年度松島町資金不足比率について

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。日程第31、報告第5号及び日程第32、報告第6号は地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連がありますので、一括で報告を求めたいと思います。

なお、報告書の朗読については省略したいと思います。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

報告第5号及び報告第6号の報告を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第5号令和2年度松島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、令和2年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、連結実質赤字比率については、松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。両比率とも実質赤字がない黒字のため、財政健全化法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、「<sup>なし</sup>」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、7%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、財政健全化法での早期健全化基準は25%であります。地方債の許可・協議団体の判断基準は、これまでどおり18%であります。

将来負担比率につきましては、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計へ

の地方債償還に充てる一般会計繰出見込額及び一部事務組合・広域連合等の地方債償還負担金など令和2年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり13.1%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

以上で令和2年度の松島町健全化判断比率の報告とさせていただきます。

報告第6号令和2年度松島町資金不足比率について、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、令和2年度松島町資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、事業規模に対する資金の不足額の比率であり、地方公営企業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計・下水道事業特別会計が該当し、令和2年度決算では資金不足額がない黒字のため、財政健全化法第22条第3項において準用する法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「<sup>なし</sup>」と記載しております。

なお、資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化基準）が20%を超えると一般会計等という早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で、令和2年度の松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、令和2年度の健全化判断比率、資金不足比率についてご説明いたしますので、お手数ではございますが、A4判横使いの報告第5号及び報告第6号の健全化判断比率等についての参考資料を御覧いただきたいと思います。

町長の説明と重複するものもございますがご了承願いたいと思います。

1ページをお開き願います。

健全化判断比率として、4つの財政指標について町の財政状況を客観的に表すもので、国が示した計算方法により求めるものでございます。

その結果、4つの比率は記載の数値であり、早期健全化基準及び財政再生基準には至っておらず、健全な状態であるということが言えます。

2ページ以降、この比率を求める際の基礎となる項目の金額などを記載しているところでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

左上の表が一般会計等に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたもので、令和2年度の実質赤字比率はマイナス9.74%となっております。

その他の表は、松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたもので、その結果は、このページの右下に記載しているとおりマイナス52.43%となっております。

このように、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナスとなっております。このことは、赤字は生じていないため、黒字であるということでございます。

3ページをご覧ください。

3ページから5ページまでの表は、地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計の資金不足や資金不足比率を求めたものでございます。3ページの表の右側の(8)に資金不足額または剰余額を表しております。水道事業会計では、約15億9,300万円の剰余額があり、また観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計もそれぞれ剰余額を有しており、資金不足になっていない状況でございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

資金不足比率につきましては、資金不足額を営業収益の額または営業収益に相当する収入の額など事業規模で除して求めるものであり、その結果、プラスの数値で、高ければ高いほど経営状況は悪化していると言えるものですが、本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算結果はマイナス359.11%で、また5ページに記載のとおり、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計の資金不足比率の計算結果は、ともに分子の資金不足額がゼロでありますので、分母の事業規模に関係なくゼロとなっております。

このことから、本町の水道事業会計、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計は資金の不足はしていないということになります。

6ページをお開き願いたいと思います。

この表は、地方債などの負担額の大きさを示す実質公債費比率を求めたもので、3年間の平均で表すものとなっております。①から⑮までの数値は、国の統計調査である決算統計や普通交付税算出の際に使用する数値などから求めたもので、これを基に国が示した計算方法で算出したものでございます。この結果、実質公債費比率は7.0%で前年度の7.9%より0.9ポイントの減となりました。

単年度の実質公債費比率が減となった主な要因といたしましては、表④の公営企業に要する

経費を財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金が令和元年度より約1億3,500万円減少しており、これは令和2年度の下水道事業特別会計における交際費等への一般会計からの繰入額が減少したことによるものと考えられます。また、3か年平均による実質公債費比率が0.9ポイント減となった要因といたしましては、算定から外れた平成29年度の単年度の比率が8.58207でありましたが、令和2年度の単年度比率が0.89588と、平成29年度の単年度比率よりも約2.7ポイント低くなったこともその影響であるかと考えるところでございます。

7ページを御覧ください。

この表は、将来負担比率を求めたものでございます。この将来負担比率は、地方債や債務負担行為に関わるもの、本町が負担する一部事務組合の公債費残高など、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標として計算するものです。

この計算は、このページの下の方のとおりであり、令和2年度の将来負担率は13.1%となっており、前年度の21.7%から8.6ポイント減少しております。

この主な要因といたしましては、上側表の将来負担額の一番左側の欄の地方債の現在高が令和元年度より約7,200万円ほどの減少、また左から3番目の欄の公営企業債等繰入見込額が令和元年度より約3億7,900万円減少しており、下水道事業特別会計などにおいても地方債の現在高の減少などにより一般会計からの繰入見込額が減少したことによるものと考えられるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は9月2日午前10時です。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

午後 2時44分 散会